

厚生消防委員会 投影資料

令和8年8月3日（月）

おさき のぶこ

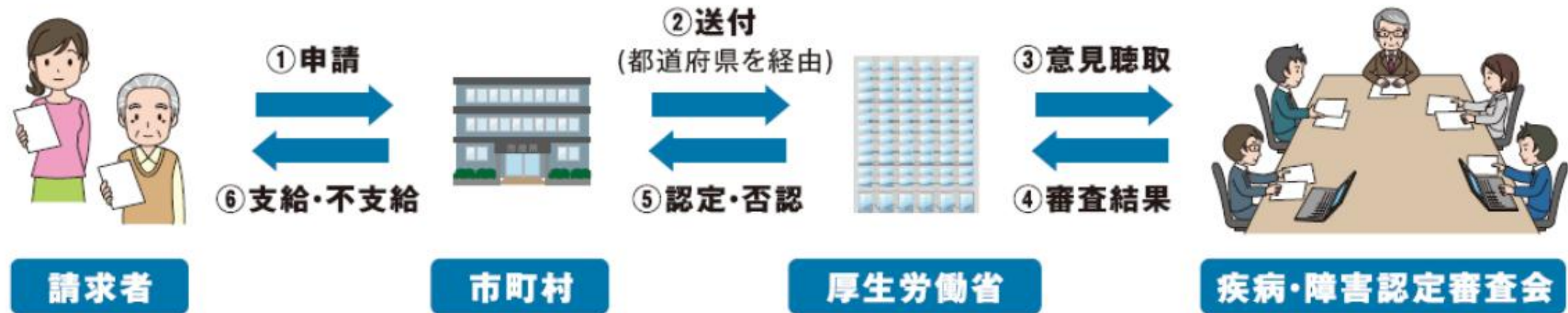
尾崎 暢子

健康被害救済制度

- 予防接種によって健康被害を受けられた方に対し、その治療にかかった医療費や障害年金、死亡一時金などを給付する制度。
- 認定に当たっては「**厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする**」という方針で審査が行われている。

申請から認定・支給までの流れ

<出典：厚労省HP>



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

全国の認定数（新型コロナワクチン）

（厚労省 令和8年7月16日公表分まで）

進達受理件数15,491件（うち死亡 2,004件）

うち **認定 9,491件** **（うち死亡 1,077件）**

否認 4,773件（うち死亡 764件）

保留 19件（うち死亡 1件）

未審査 1,208件（うち死亡162件）

奈良市の認定数（新型コロナウイルス）

（令和7年11月20日時点）

進達件数	83件	（うち死亡 7名）
うち 認定	49件	（うち死亡 5名）
否認	25件	（うち死亡 2名）
審査結果待ち	9件	（うち死亡 0名）



ゆうこく連合 + mRNAワクチン中止を求める国民連合
コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト



開示請求データベース ver2.0

自治体・都道府県

検索

ロット番号

検索

トップ

English

分析 ▼

情報 ▼

v2.0.717-306[blue] / データ更新: 2026-07-29 / 機能更新: 2026-07-20

全国の開示状況

集計済み臨時接種回数

87,398,072

集計済み定期接種回数

577,961

合計

87,976,033

対象自治体数

1,741 件

開示済(解析可)

394 件

請求・交渉中

331 件

開示・解析不可

829 件

未実施

187 件

分析メニュー

ダッシュボード

ロット別集計 (全国)

短期死亡集計・1日以内

ワクチン前死亡率との比較

本市の接種後死亡観測データ

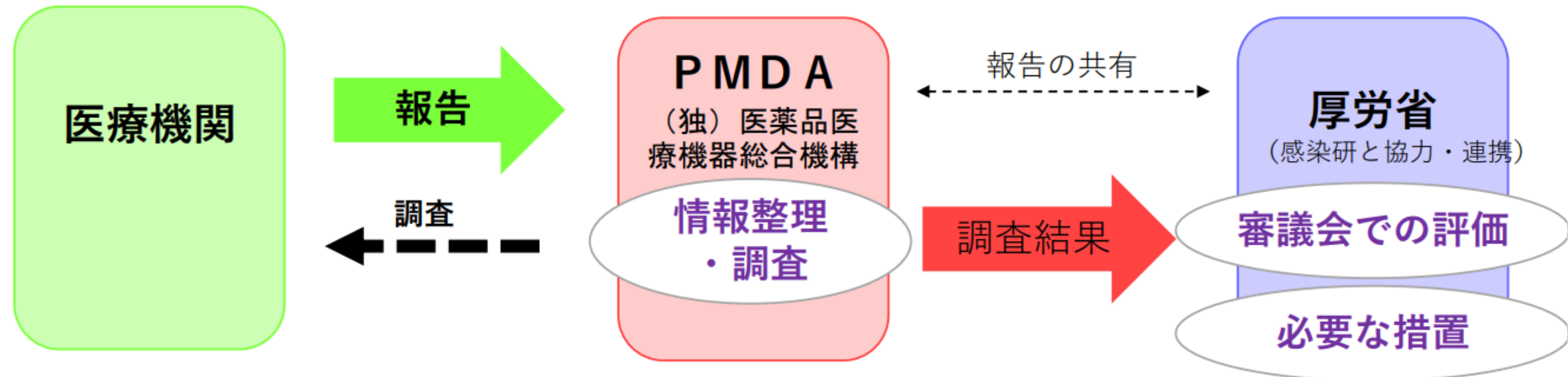
本市において、新型コロナワクチンを最後に接種した日から1か月以内に亡くなられた方の人数
(ワクチンとの因果関係は不明)

1 日以内：	13名
1 週間以内：	122名
2 週間以内：	306名
1 か月以内：	684名

予防接種後副反応疑い報告制度

- ワクチン接種後に生じた事象を適切に収集し、評価を行うための報告制度
- 因果関係が不明な場合も含めて、副反応を疑う事例を広く収集
- 因果関係について、医学・薬学的観点から総合的に判断
- **死亡は2,317件**報告されている。

副反応疑い報告制度における報告と評価の流れ



副反応疑い報告の対象疾病と発生までの時間

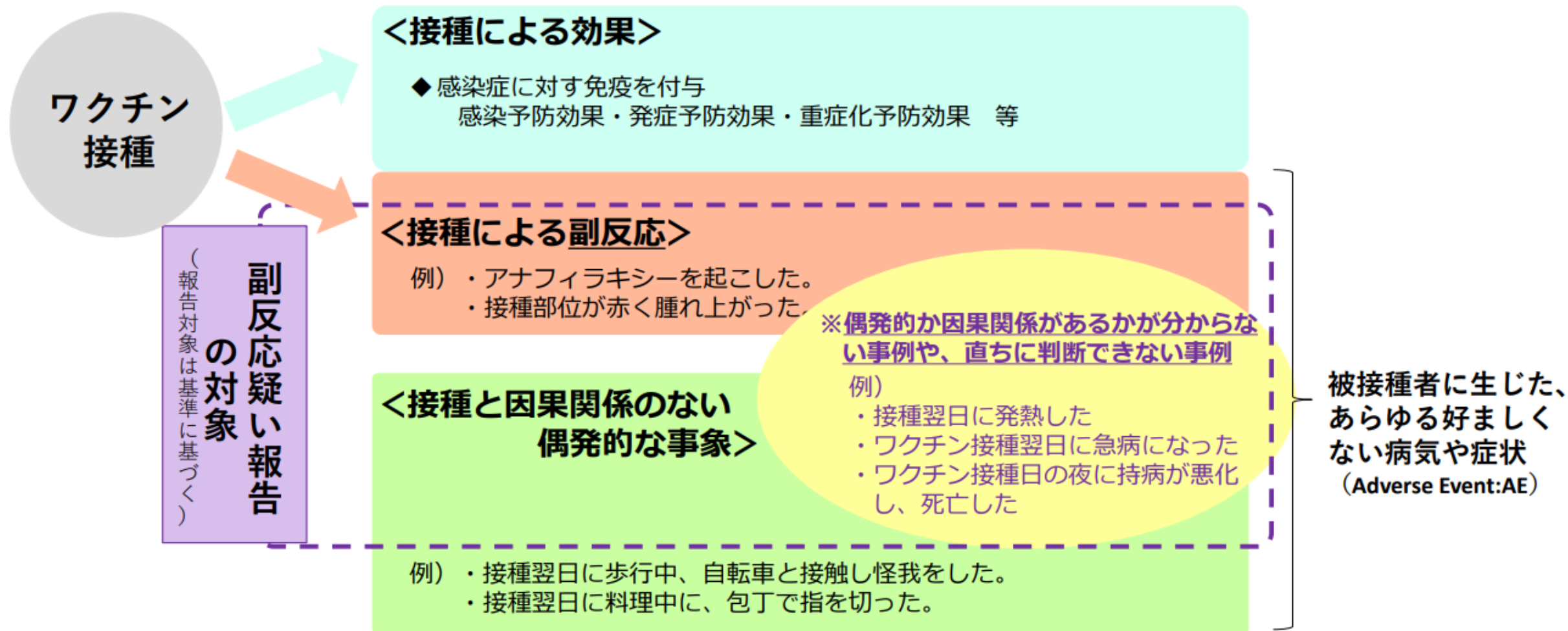
＜予防接種後副反応疑い報告書（別紙様式 1）より抜粋＞

1. アナフィラキシー：4時間
2. 血栓症：28日
3. 心筋炎：28日
4. 心膜炎：28日
5. 熱性けいれん：7日
6. その他の反応：－（時間設定なし）

無呼吸、気管支けいれん、急性散在性脳脊髄炎、多発性硬化症、脳炎・脳症、脊髄炎、けいれん、ギランバレ症候群、視神経炎、顔面神経麻痺、末梢神経障害、知覚異常、血小板減少性紫斑病、血管炎、肝機能障害、ネフローゼ症候群、喘息発作、間質性肺炎、皮膚粘膜眼症候群、ぶどう膜炎、関節炎、蜂巣炎、血管迷走神経反射、
その他（症状名を記載）

＜別紙様式 1 の注意事項＞ 7. 報告基準中の発生までの**時間を超えて発生した場合であっても**、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状については、**「その他の反応」として報告**してください。

副反応疑い報告の報告対象①



副反応疑い報告の報告対象②

令和6年8月8日以降

厚生労働省 健康局長／医薬食品局長

健発0330第3号／薬食発0330 第1号

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」

5 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種等又は任意接種に係る対応

新型コロナウイルスワクチンについては、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要があることから、当面の間、以下の症状については当該規定による副反応疑い報告を積極的に行うよう検討するとともに、これら以外の症状（遅発性の症状又は遷延する症状を含む。）についても必要に応じて報告を検討すること。

けいれん（ただし、熱性けいれんを除く。）、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、関節炎、脊髄炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射（失神を伴うもの）

副反応疑い報告に係る本市の義務①

厚生労働省 健康局長／医薬食品局長
健発0330第3号／薬食発0330 第1号
「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」

令和3年12月6日以降

- (10) 市町村が被接種者又は保護者（以下「保護者等」という。）から定期の予防接種等後に発生した健康被害に関し相談を受けた場合等には、必要に応じて、別紙様式2に必要事項を記入するよう促すとともに、それを都道府県を通じて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ電子メール（メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp）にて報告すること。

この場合において、市町村は当該健康被害を診断した医師等に対し、（1）の報告の提出を促すとともに、医師等が報告基準に該当せず因果関係もないと判断しているなどの理由により、報告をしない場合には、その理由も添えて厚生労働省へ報告すること。

副反応疑い報告に係る本市の義務②

厚生労働省 健康局長／医薬食品局長
健発0330第3号／薬食発0330 第1号
「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」

令和6年3月29日以降

- (11) 市町村が予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けた時には、当該健康被害を受けた方に関する副反応疑い報告がなされているかどうかについて、各市町村において確認し、市町村は当該健康被害を診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み必要に応じて、当該報告の提出を促すこと。